

豊川市立桜町小学校 いじめ防止基本方針

令和6年度版

本方針は、人権尊重の理念に基づき、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、地域・家庭およびその他の関係者の連携のもと、いじめ防止対策推進法第13条の規定および「豊川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見およびその対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1、いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」を次のように定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2、いじめ防止にむけての基本姿勢

いじめは、児童の人権および名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命や身体にも重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するためにいじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは「どの子どもにも起こりうる」という事実をふまえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- 学校はいじめを絶対にゆるさない。
- いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- いじめの未然防止、早期発見、早期解決にむけて組織的に対応する。
- 教職員自身が人権感覚を高めるための研修を実施する。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
(『いじめ防止等のための基本的な方針』P4、5より)

3、学校における組織

いじめ問題に対応するため、以下の組織を置く。

(1) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止および対策に関する共通理解、それらに関わる業務を統括するために設置する。

- ・原則学期に1度開催する。
- ・メンバー：校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
- ・具体的な役割

① いじめ防止対策基本法に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
(児童および保護者アンケート、学校評価アンケート、教育相談)

② 教職員への共通理解と意識啓発
(年度当初の基本方針確認、アンケートや教育相談の集約・分析・対策、教員研修)

③ 児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
(学校便り、ホームページ等による状況や結果報告)

④ いじめへの対処

いじめが発生した場合など必要に応じて、「いじめ対策委員会」を開催する。この会には、上記メンバーに該当学年主任、担任等、校長が指名する者を加える。事実関係の把握と問題解決、被害者および加害者、該当保護者への対応、事案に応じた関係機関との連携を図る。

生命や心身、または財産に大きな被害がある、相当期間にわたり被害児童が欠席をしているなどの重大事態が発生した場合には迅速に教育委員会へ発生を報告をする。また、必要に応じて、関係機関職員等も含めた「いじめ対策拡大委員会」を設置する。

(2) 「情報交換会」

いじめの未然防止および早期発見のため、情報交換、共通認識にもとづく同一歩調、連携がとれるように全教職員を対象にし、毎月1回、定例会を開催する。

4、いじめ未然防止のための取り組み

いじめを未然に防止するためには、児童が規律正しい態度で授業に臨んだり、お互いを認め合いながら学校行事等に主体的に参加したりすることができるように日常の教育活動を充実することが必要である。すべての児童に「いじめは決してゆるさない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの命と人格を尊重する態度を育て、心かよう温かな人間関係を構築できるよう、取り組みを推進する。

また、いじめ問題への取り組みの重要性については、保護者はもちろんのこと地域住民にも認識を広め、地域・家庭・学校が一体となって取り組みを推進するための普及・啓発を推進する。

○学級経営の充実

「学級」は児童が多くの時間を過ごす学習の場である。担任は学級経営力を伸ばし、規律がありお互いを思いやることができる学級集団をつくるよう努める。

○わかる授業の実施

一人一人を大切にしたい授業を展開し、学力の定着をはかるとともに、学習活動をとおり達成感、成就感を味わわせ自尊感情、自己決定力を育むようにする。

○特別活動の重視

児童の人間関係を育む要の時間として特別活動を重視する。特別活動の目標に示されてい

る「望ましい集団生活」を学校全体で育てていく。児童がさまざまな人間関係にかかわる力や社会的スキルを獲得する機会を多く設定する。

○道徳教育・人権教育の推進

全ての教育活動において道徳教育・人権教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育むとともに児童の自己肯定感を育てる。また、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成をはかる。

○情報モラル教育の推進

児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

5、いじめの早期発見・早期解決にむけての取り組み

(1) 早期発見にむけて

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処への前提である。児童のささいな変化に気付く力を高める取り組みを推進する。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いのなかで行われたりするなど判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって早い段階からの確に関わりを持つようにする。

○日々の観察や日記等による把握、「学校生活アンケート」の実施（毎学期）

○「教育相談」の実施（毎学期）と体制整備

○家庭・保護者との連携（保護者アンケートの実施・アンケート結果の発信）

○相談環境の整備（「まちこポスト」の設置。「いじめ電話相談」などの外部機関の紹介）

(2) 早期解決にむけて

いじめの早期解決のために全職員が一致団結して問題の解決にあたる。学級担任だけが抱え込むことがないように、組織として対応する。また、事実関係を確認したうえで、いじめられている児童を守ることを最優先して対応するとともに、いじている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。同時にいじめを傍観している児童を指導し、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。必要に応じ、校内だけではなく各種団体や専門家と協力をしたり、ハートフル相談員やスクールカウンセラー、児童相談センター等と連携をとったりして指導をする。ネット上のいじめへの対応については、必要に応じ警察署や法務局とも連携する。

○組織的な対応 ～「いじめ対策委員会」「いじめ対策拡大委員会」の設置～

○いじめを受けた児童、いじめた児童、傍観者への指導

○家庭・保護者との連携

○専門家や外部機関との連携

(3) 重大事態への対処

○学校に重大事態の調査組織を設置、事実関係を明確にするための調査を実施

○いじめを受けた児童と加害児童および保護者への適切な情報提供と支援

○調査結果を教育委員会へ報告

○調査結果をふまえた必要な措置

いじめが「解消している」状態とは

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6、「連携」に関わること

(1) 家庭との連携

いじめ問題が発生したときには家庭との連携をより密にし、学校の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

いじめが確認された場合には、保護者に迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言等を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

なお、それぞれの具体的方策については別表に示す。

(2) 地域や関係機関との連携

いじめ問題の対応において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には関係機関（警察署、児童相談センター、医療関係、福祉機関、法務局 等）との連携を図る。

また、必要に応じ、市役所「子育て支援課」をはじめ桜町小校区青少年健全育成推進協議会、桜町小支援の会、PTA、児童クラブ、児童・民生委員とも情報を共有する。

7、学校評価の実施

学校評価において「いじめ問題への取り組み」についていじめの有無や認知件数だけでなく、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な組織的対応等、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を自己評価、保護者評価、学校関係者評価を実施する。